

審議会での主な発言要旨と基本的な考え方・対応について

- ・※は「具体的な事業」の名称を表す
- ・「審」は審議会を表す
- ・「WLB」は「ワーク・ライフ・バランス」を表す
- ・「施策の方向」や「施策」の文言や番号は会議当時のもの

| 体系 | 発言の趣旨 | 基本的な考え方・対応について | 会議 |
|--------------|---|--|------------------|
| I 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実」において、「第2次性徴期」に限定するのではなく、小学生から大学生まで継続的な学習や教育が必要である。 ・学校教育だけでなく、社会や家庭において人権や男女平等の感覚を養い、気づきを促すことが大切である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から一般まで、発達段階に応じた継続的な男女共同参画教育や学習に取り組む。 ※「男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施」 ※「小・中学生へのキャリア教育の実施」 ※「小・中・高・大学生等への出前講座の実施」 ・男女共同参画の視点に立った教育として、家庭教育・学校教育に加え、地域教育の視点を盛り込む。施策番号6「男女共同参画の視点に立った地域教育の推進」として反映済み。 | <p>審① 審②</p> |
| I 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育を受けてきた若者が、就職後も企業においても引き続き受けることが大切である。行政が、企業担当者や若手職員などを対象にしたキャリアデザイン教育研修会や勉強会などの施策も必要ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ※「小・中学生へのキャリア教育の実施」を新たに計画に位置づけ。 ※「男女共同参画推進講座等の実施」 ※「企業啓発出張セミナーの実施」 | <p>審①</p> |
| II 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・「意思決定の場における男女共同参画の推進」が特徴とあるが、以前から取り組んできた事業であり、あえて特徴として出す必要はないのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「意思決定の場」への女性の参画促進を大きな課題として認識しているため、積極的な事業を展開していきたい。 | <p>審②</p> |
| II 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市職員の管理職への女性登用についてもぜひ積極的改善措置に取り組んで欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本市では能力主義を採用しており男女隔てなく管理職に登用している。 ・目安として、国の第3次基本計画を踏まえ、「10%の数値を目指す」としているが、具体的な期限は定めていない。重要な指標であるので、今後も参考値として捉えていきたい。 | <p>審② 審③</p> |
| II 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政が男女共同参画施策に取り組むには限界があり、市民団体と一緒に取り組むべき。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策番号8「男女共同参画推進団体等の育成・支援」や、「計画の推進」に反映済み。 ※「団体登録制度の導入」 ※「登録団体との連携事業の開催」 ※「協働型啓発講座の実施」 ※「活躍する場や機会の提供」 | <p>審①</p> |

| | | | |
|-------------|---|--|----------|
| Ⅱ 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・「あらゆる分野への男女共同参画の実現」のなかで、「地域社会への参画」という言葉を入れてはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策番号 9「まちづくり活動や専門分野における男女共同参画の推進」として反映済み。 | 審② |
| Ⅱ 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災の分野における「意思決定の場」への女性の参画がとても少ない。計画の中にぜひ「防災における男女共同参画」を反映して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策番号 9「まちづくり活動や専門分野における男女共同参画の推進」の事業に盛り込む。 ※「防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進」 | 審② |
| Ⅱ 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・成果指標 13「出産・育児後、再就職できている女性の割合」という「再就職型」も大切であるが、「継続就業型」の成果指標も入れるべきではないか。 ・「継続就業型」の成果指標を採用するのであれば、課題に明記する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「継続就業型」の成果指標として「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続けている女性の割合（現実）」を反映済み。 ・計画書素案第 2 章「4 課題の総括」等に反映済み。 | 審③ |
| Ⅱ 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本目標の「仕事と生活の調和の実現」については、他の基本目標とレベルが違うと思う。言葉にこだわりすぎているのではないか。男女共同参画課として取り組むべき WLB の視点を見せた方が良い。 ・「仕事と生活の調和」とあるが、仕事も生活の一部に含まれると思う。WLB が適当な言葉であるかどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（WLB）の実現」を基本目標とすると、概念が広くなりすぎて解釈が分かれるため、男女共同参画の視点から、基本目標「さまざまな分野における男女共同参画社会の実現」を達成するための「施策の方向」に位置づけた。これに伴い、各階層に重複する文言が見られたことから、全体の階層数を削減（5 層⇒4 層）済み。 ・「仕事と生活が充実し、好循環を生み出す環境づくり」に修正済み。 | 審① 審② |
| Ⅱ 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策の方向 4「さまざまな分野における男女共同参画の推進」は、施策の内容を見ると地域社会に関する施策であり、文言を再検討する必要があるのではないか。 ・施策番号 15「男性の家庭参画の促進」は、施策の方向 5 ではなく、4「さまざまな分野における男女共同参画の推進」の方が適切ではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「男女がともに活躍できる分野の拡大」として反映済み。 ・施策の方向 3「意思決定の場における男女共同参画の推進」や施策の方向 4「さまざまな分野における男女共同参画の推進」を図るためには、施策の方向 5「仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくり」が必要であり、特に「男性の家庭参画の促進」が求められていることから、現状の位置づけとする。 | 審③ |
| Ⅱ 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策番号 11「企業における働きやすい職場環境づくりの促進」は重点施策となっているが、継続事業ばかりで、踏み込んだ事業を検討できないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・重点施策として、具体的な事業について再検討し、反映済み。 ※WLB 実践ガイドブックの配布 ※企業啓発出張セミナーの実施 | 審③ |

| | | | |
|-------------|---|---|----|
| Ⅲ ― 1 | <ul style="list-style-type: none"> 基本目標Ⅲ「男女が互いに人権を尊重し大切にする社会の実現」は、人権尊重を謳っているのに、施策の方向 7「生涯を通じた男女の健康支援」では漠然としており、言葉足らずである。妊娠、出産、産む・産まないの決定権、女性の人権の視点を補足すべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 施策の方向 7「性に対する理解促進と生涯を通じた男女の健康支援」、施策番号 18「性や健康についての学習・教育の推進」として反映済み。 | 審③ |
| Ⅲ ― 2 | <ul style="list-style-type: none"> 施策番号 17「女性に対する暴力防止啓発」の具体的な事業として「啓発パネル展示の実施」と限定しているが、セクハラ防止研修等、大きな視点で事業を捉えて欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> 「啓発パネル展示の実施」に限定せず、性暴力・セクハラ等、女性に対する暴力防止啓発に取り組む。 ※「性暴力・セクハラ等防止啓発事業の実施」 | 審③ |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 第 3 次行動計画の基本理念は、男女共同参画推進条例の基本理念を準用するのではなく、課題を踏まえ、新たに定める必要があるのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 本市男女共同参画の基本理念は条例で定めており、条例の基本理念を具現化するための計画として位置づけている。 | 審② |